

株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社大安組に対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社大安組に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見書

2023年5月31日
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社大安組に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社大安組（「大安組」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクト領域における「包括的で健全な経済」、「経済収れん」の観点からポジティブな成果が期待できる事業主体で

ある。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. PIF 原則への適合に係る意見

PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できるかまたはネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、大安組の持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクト領域および SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、大安組がポジティブな成果を発現するインパクト領域を有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である大安組から貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

工藤 達也

工藤 達也



本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼者の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候変動イニシアティブ認定検証機関)

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2023年5月31日

株式会社商工中金経済研究所

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫（以下、商工中金）が株式会社大安組（以下、大安組）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するにあたって、大安組の活動が、環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価しました。

分析・評価にあたっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及びESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業^{※1}に対するファイナンスに適用しています。

※1 中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
 - 2.1 基本情報
 - 2.2 業界動向
 - 2.3 経営理念等
 - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと特定したKPI及びSDGsとの関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社大安組
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	5 年
モニタリング実施時期	毎年 8 月

2. 企業概要・事業活動

2.1 基本情報

本社所在地	京都府京都市左京区田中飛鳥井町 12 番地の 2
設立	1979 年 6 月 21 日
資本金	35,000,000 円
従業員数	29 名（技能実習生 2 名を含む） ※2023 年 4 月現在
事業内容	総合建設業
主要取引先	民間工事約 70%（賃貸マンション、病院、ホテル等の建築工事） 公共工事約 30%（京都市等からの建築土木工事）

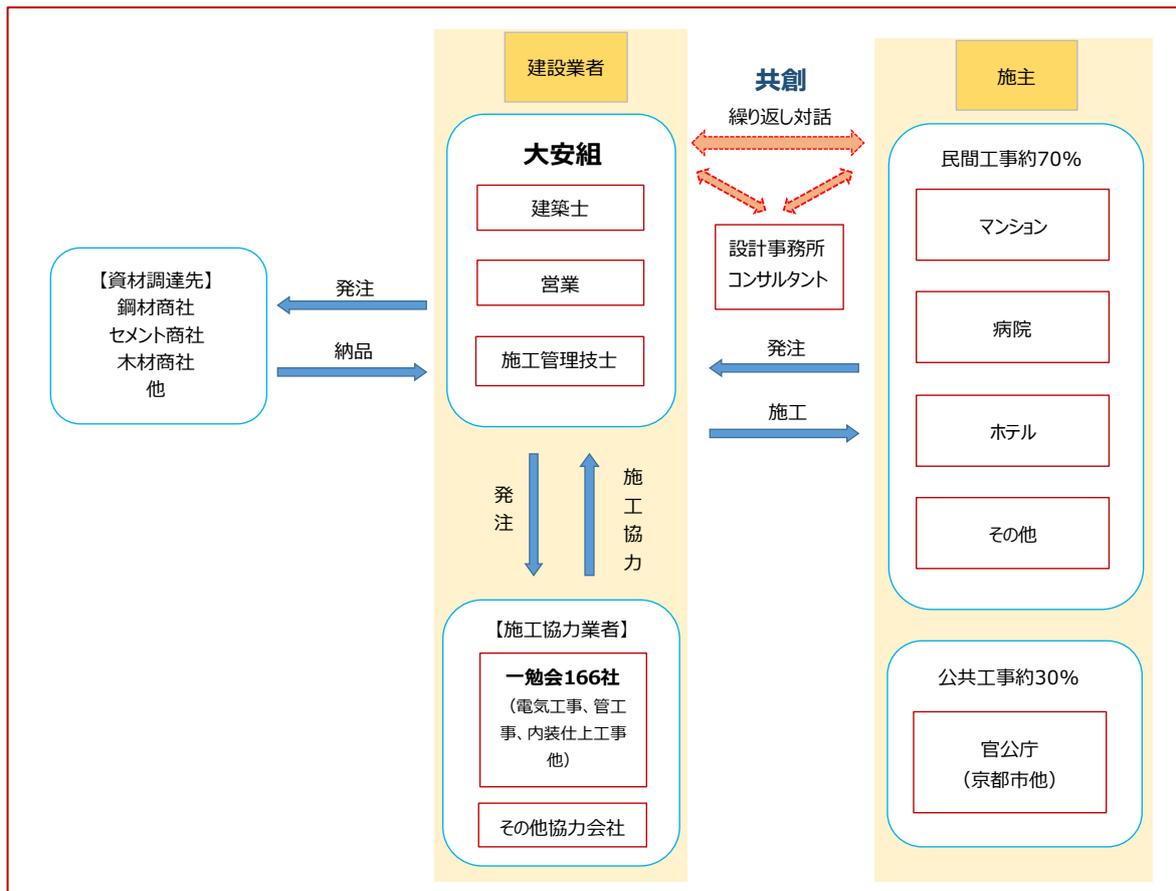
【業務内容】

大安組は、賃貸マンション、病院、ホテル等の民間建築工事と京都市等官公庁からの公共工事を行う地場中堅ゼネコンである。施工は京都府内中心に行っており、公共工事の入札参加資格は京都府でI等級（建築工事一式・土木工事一式）、京都市でAランク（建築工事）を取得している。

大安組の事業コンセプトは「CO-CREATION（価値の共創）」である。施主の希望通りに建築すればいいと考えるのではなく、どんな立地にあつて、どう利用され、何を生み出していくのか、建物の役割や引き渡し後の未来について施主を含めた関係者全員でじっくりと話し合い、その中から、希望やオーダーの中身を一緒に練り上げていく過程を大切にしている。時間はかかるが、こうした地道な対話により信頼関係を築き、ゴールをしっかりと共有することで、その後の管理・メンテナンス受注やリピートの依頼、紹介案件の獲得につなげている。

大安組では、自社の対話力や提案力という強みを活かすため、下請受注は消極扱いとし、元請としての受注獲得に注力し、多数の専門工事業者の協力を得て施工している。同社を中心に166社の協力会社が参加する「一勉会安全衛生協力会（以下、一勉会）」を25年前に結成し、施工は一勉会参加企業とともに実施している。

下記（図表①）は大安組の商流図である。大安組が施主を含めた関係者全員で「対話」「提案」による共創活動を行い、元請として工事を受注し、一勉会を中心とした専門工事業者に各工事を発注している。同社は企画と工事現場の施工管理を行い、引き渡し及びアフターフォローまで、責任もって対応している。



図表① 大安組の商流図（商工中金経済研究所にて作成）

【事業拠点】

拠点名	住所	特徴
京都営業所	京都市左京区一乗寺大原田町20-5	営業拠点として使用（写真①）
岩倉工事事務所	京都市左京区岩倉幡枝町2041	工事部門の事務所、会議室、倉庫等に使用（写真②）



写真① 京都営業所（大安組提供）



写真② 岩倉工事事務所（大安組提供）

【関係会社】

会社名	住所	事業内容
(株)関西リペア工業	京都市左京区一乗寺大原田町20-5	耐震補強工事、大規模改修工事、長寿命化工事の施工
(株)ディーオー総合防災研究所	京都市左京区一乗寺大原田町20-5	非常用電源システムや災害用備蓄スタンドなど防災用品を開発・販売
(株)アキツプランニング	京都市北区西賀茂鹿ノ下町41番地	不動産管理業
(株)創建設	京都市左京区岩倉幡枝町2041	小規模工事中心に施工

【保有資格一覧】

一級建築士	1名
一級建築施工管理技士	9名
一級土木施工管理技士	3名
宅地建物取引士	1名

【沿革】

1979年6月	・株式会社大安組を京都市左京区田中玄京町に資本金200万円で設立し、大村勉氏（現会長）が代表取締役社長に就任
1982年	・京都市左京区八瀬小学校の建設工事受注を皮切りに公共工事受注が本格化
1984年	・現代表取締役大村安司氏が大安組に入社
1991年	・資本金を3,500万円に増資
1992年	・大村勉社長（現会長）が京都市長表彰を受彰 ・特定建設業免許を取得
1993年	・本社を田中玄京町から田中飛鳥井町に移転 ・左京区一乗寺大原田町に営業所を開設
1997年	・大村勉社長（現会長）が京都府知事表彰を受彰
2000年	・大村安司氏が代表取締役社長に就任、大村勉氏が取締役会長に就任
2001年	・関係会社の株式会社関西リペア工業が（一財）日本建築総合試験所建築技術性能証明『GBRC第01-03号（ハイブリッド耐震補強工法）』を取得
2003年	・ISO9001認証を取得 ・関西リペア工業が耐震改修構造の『特許第3401747号』を取得
2007年	・京都市左京区岩倉に自社収益物件を取得し、工事部事務所を開設
2013年	・ISO14001認証を取得
2015年	・京都府知事より耐震補強工事における奨励賞を受賞
2017年	・株式会社DO総合防災研究所を設立し、防災・復興事業に進出 ・非常用電源システム『D-rescue』を開発し、製造販売に着手 ・リン酸鉄リチウムイオン電池用複合電極の開発を目指し、特願2017-160810を出願 ・BCP（建設業事業継続計画）の認定を取得
2018年	・インバウンド需要を見込み、京都市内においてホテル建設に本格着手
2019年	・創業40周年を迎え、コーポレートアイデンティティとしてのグループロゴマークを制定 ・バングラデシュより外国人技能実習生2名受入 ・災害用備蓄スタンド『BISTA』の販売を開始
2020年	・新型コロナウイルス対策製品として、非接触体温検知器『ウォッチオーバー』、空間除菌デバイス『DevirusAC』の販売を開始
2021年	・京都市南区にて物流施設、京都市伏見区にて商業施設の新築工事を竣工 ・京都市左京区にて投資用マンションディベロッパ事業を行い竣工販売
2022年	・バングラデシュより外国人技能実習生2名・特定技能労働者1名受入 ・京都市左京区にて投資用マンションシリーズ『おりとーり3』を竣工販売 ・SDGs行動宣言を実施（次頁写真③参照）
2023年	・京都市より令和4年度「地域企業輝き特別賞」を受賞

2022年6月30日



SDGs行動宣言

株式会社 大安組

わが社は、企業活動を通じて、社会課題の解決に取り組み、SDGs達成に貢献しています。

項目	関連するSDGsのゴール	SDGs達成に向けた取組
地域への貢献		地域コミュニティの一員として、学生向け職場体験の実施や地域の清掃活動に取り組んでいます。安心に暮らせる地域を実現するため、地方企業と連携し、地元での雇用創出活動を行っています。
自然環境 生物多様性の保全		環境を食料・エネルギー・水・森林・生物多様性・気候変動の削減・ペーパーレスを推進するなど環境に配慮し、CSRの行動を実践しています。
レジリエントなまちづくり		社会資本の醸成、整備を手掛けるコンストラクション・ラングとして、誰もが安心安全で快適に暮らせる街を築くことに取り組んでいます。

当社は、お客様と共に価値を創り上げる「CO-CREATION(価値の共創)」の理念に基づき、国連が提唱する「持続可能な開発目標(SDGs)」の趣旨に賛同いたします。課題の克服を目指し、全社員が一丸となり持続可能な社会の実現に貢献してまいります。



共創企画管理

<https://www.daiangumi.co.jp/> 

写真③ SDGs行動宣言 (大安組提供)

大安組は 2022 年 6 月、「SDGs 行動宣言」を行った。「CO-CREATION(価値の共創)」の理念に基づき、「持続可能な開発目標 (SDGs)」の趣旨に賛同し、全社員が一丸となり、持続可能な社会の実現に貢献していくことを表明した。

【施工例】



写真④ 賃貸マンション施工例 (大安組提供)



写真⑤ ホテル施工例 (大安組提供)



写真⑥ 病院施工例 (大安組提供)



写真⑦ 小学校耐震補強施工例 (大安組提供)

2.2 業界動向

【建設業の特徴】

建設業の特徴は下記（図表②）の通りである。建設業は環境・社会・経済のいずれの側面からみてもインパクトが大きく、日本の基幹産業の一つである。

側面	特徴	数値データ
経済	国内総支出（GDE）に占める建設投資支出の割合が高く、経済活動に与える影響が大きい	2021年度建設投資は66.6兆円（GDEの12.2%）
	労働生産性は他産業と比べて低い	1人・1時間あたりの付加価値額3,075円（全産業4,412円）
経済 社会	雇用創出への貢献度が高い	建設業就業者数485万人（産業界全体に占める割合は7.2%）
	他産業と同様に中小零細企業が多い	資本金300万円以上500万円未満が21.9%と最も多く、資本金3億円未満は許可業者数全体の99.5%
	重層下請構造がみられる 施工は専門業者の分業で成り立っている	
社会	人々の暮らしを支える住居の提供やまちづくり、社会インフラの構築・維持に貢献している	
	災害の発生時には復興の担い手となる	
	産業界全体と比べて高齢化が進行している	55歳以上35.3%、29歳以下12.0%
	人手不足の状況である	国土交通省「建設労働需給調査」（2023年2月調査）では1.0%の不足
	女性従事者の割合は少ない	17.1%（全産業44.7%）
	建設工事は屋外や高所作業を伴うため、労災死亡者が他産業に比べて多い	建設業労災死亡者数288人（全産業死亡者数867人）
	他産業と比べて休暇が少なく、長時間労働となっている	年間出勤日数244日（調査産業平均212日）、年間労働時間2,032時間（調査産業平均1,709時間）
環境	CO ₂ 排出量は建造物の建築時よりも運用時（使用時）に多い	住宅は運用時にCO ₂ の約75%を排出（令和4年版国土交通白書のデータによる）
	建設や解体に伴う資源消費量・廃棄量が大きい	国内全産業の約4割の資源を利用し、約2割の廃棄物を排出

図表② 建設業の特徴

（出典：商工中金経済研究所作成。数値は（一社）日本建設業連合会「建設業デジタルハンドブック」より2021年データを引用）

【建設業の役割】

建設業の主な役割は以下のものがあると考えられる。

- ①地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であること
- ②地域経済・雇用を支える存在であること
- ③災害発生時には、最前線で地域社会の安全・安心を確保し、復旧の担い手となること

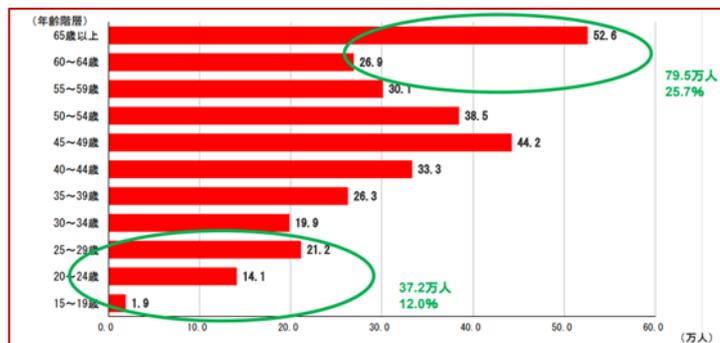
建設業には、国民生活や地域経済を支える大きな役割があり、持続可能な建設業の構築が重要である。

【建設業における諸課題】

・人材確保と働き方改革の促進

建設業就業者数は485万人（2021年平均値）であり、1997年のピーク値685万人から約29%減少している。建設労働需給調査（2023年2月、国土交通省公表）によれば、全国の建設8職種の過不足率は1.0%の不足となっている。

また、建設業就業者は、55歳以上が35.3%と他産業と比べ高齢化が進行しており、次世代への技術承継が課題となっている。年齢階層別の建設技能者数（図表③）をみると、60歳以上の技能者が25.7%を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる一方、これから建設業を支える29歳以下は12.0%であり、このまま推移すれば、人手不足が深刻化する可能性が高い。



図表③ 年齢階層別の建設技能者数

（出典：総務省労働力調査（令和3年平均）をもとに国土交通省にて作成）

建設業の年間実労働時間は、全産業と比べ323時間長い。年間出勤日数は、建設業が244日となっており、全産業の212日より32日多く、他産業では一般的となってきた週休2日が十分に浸透していない状況にある。他産業と比べ労働条件が決してよくないことが、若年者の建設業への入職を遠ざけている面があり、人材確保のためにも働き方改革を促進することが急務である。

・労働生産性の向上

建設業の労働生産性は、1人・1時間あたりの付加価値額が3,075円と全産業の4,412円と比べ低い。建設業の労働生産性が低い要因は、以下の点が考えられる。

- 建設現場の特性 : 一品受注生産（異なる土地で顧客の注文に基づき生産）、現地屋外生産（様々な地形条件と変化する気象条件に対処し生産）、労働集約型生産
- 平準化しにくい : 受注変動が大きく、短納期工事も多い
- 厳しい価格設定 : 過当競争による廉価販売、重層下請構造が存在
- DX、ICT化の遅れ : 生産工程管理や作業の機械化などICT活用が十分進んでいない

こうした現状に対応するため、国土交通省ではi-Construction^{※2}の推進や建設キャリアアップシステム (CCUS)^{※3}の利用促進により、建設業の生産性向上を目指している。

※2 i-Construction

国土交通省が掲げる20の生産性革命プロジェクトのうちの1つで、測量から設計、施工、検査、維持管理に至る全ての事業プロセスでICTを導入することにより、建設生産システム全体の生産性向上を目指す取り組み。2016年9月12日の「未来投資会議」でi-Constructionの推進を通じて、建設現場の生産性を2025年度までに2割向上させる方針が示された（図表④はイメージ図）。

※3 建設キャリアアップシステム (CCUS)

建設キャリアアップシステム (CCUS) は、技能者が技能・経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴を登録・蓄積し、能力評価につなげる仕組み。若い世代の技能者がキャリアパスや処遇の見通しを持てる、技能・経験に応じて給与を引き上げる、技能者を雇用し育成する企業が伸びていける建設業を目指し、国土交通省と建設業団体が連携し普及・利用促進に取り組んでいる。



図表④ i-Constructionのイメージ図

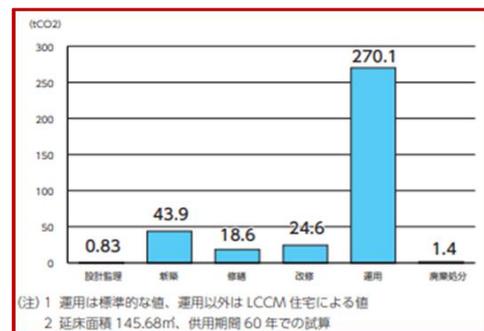
(出典：国土交通省作成した「i-Construction推進コンソーシアム（第8回企画委員会）」資料から一部抜粋)

・環境負荷低減への対応

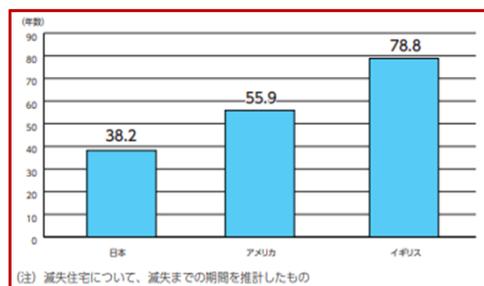
建設業は、土木建築工事に伴い、国内全産業の約4割の資源を利用し、約2割の廃棄物を排出している。資源の有効活用と廃棄物の最終処分抑制のため、業界をあげて再資源化を進めている。国土交通省「平成30年度建設副産物実態調査」によれば、建設廃棄物の最終処分率は約3%まで低下しており、リサイクルが進んでいる。

住宅の新築から廃棄までのCO₂排出量を各段階で評価する「ライフサイクルアセスメント」によれば、図表⑤の通り、住宅の運用時（使用時）が75%を占めている。建設業界としてはCO₂排出削減を直接排出する施工時だけでなく、間接排出される建造物の使用時において、設計・施工者の立場から取り組むことが重要である。

また、図表⑥の通り、日本の減失住宅の平均築後経過年数（いわゆる住宅の寿命）は約38年となっており、建物の長寿化への取り組みも重要である。



図表⑤ ライフサイクルアセスメントによる二酸化炭素排出評価（出典：令和4年度版国土交通白書）



図表⑥ 減失住宅の平均築後経過年数の国際比較（出典：令和4年度版国土交通白書）

持続可能な建設業としていくためには、人手不足対策と働き方改革の推進、労働生産性の向上、環境負荷軽減等への対応が必要であるが、大安組は一勉会のメンバーとも連携しながら、こうした諸課題に取り組んでいくとしている。

2.3 経営理念等

経営理念
<ul style="list-style-type: none"> ● 資源の向上を目指し、地域に貢献できる企業になる。 ● 経営基盤の拡充及び挑戦的、革新的経営を進める。 ● 将来を見据え、知識を深め、提案力のある企業を目指す。

事業コンセプト、行動指針
CO-CREATION（価値の共創）
<p>お客様のご希望通りに建てればいいと考えるのではなく、どんな立地であって、どう利用され、何を生み出していくのか。建物の役割や引き渡し後の未来の姿について、お客様を含めた関係者全員でじっくりと話し合い、その中からご希望やオーダーの中身を、一緒に練り上げていく過程を大切にしたものづくりに取り組む。</p>

環境理念
<p>大安組は、地球環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減に努力します。</p>

安全衛生方針
<p>安全活動は、企業経営の基盤であり、我が社で働く人及び地域社会の安全・健康に及ぼす影響を最小限となるよう企業活動の中で安全衛生管理を徹底し、自負できる職場を目指します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全衛生関係法令及び社会基準を遵守し、より一層の安全衛生管理に努めます。 2 職場の危険有害要因の明確化と対策の優先度を定めるリスクアセスメントを実施し、災害ゼロから危険ゼロの安全で快適な職場づくりを推進します。 3 過重労働及びメンタルヘルスによる健康障害を防止するため、衛生管理体制の充実を図り、社員の健康確保対策を推進します。 4 全社員とのコミュニケーションを図り、全員参加の安全衛生活動を実行していきます。 5 社員教育及び社内広報活動を通じて、安全衛生意識の高揚に努めます。 6 安全衛生活動の実行に当たっては、適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施します。

大安組は、経営理念を従業員に浸透させるため、営業所各階の目にとまる場所に経営理念を掲示している。また、経営理念を時代に即して進化させるため、大村社長は今年に入り、「エンゲージメント」「インクルージョン」「レジリエンス」の3つの実現を掲げ、従業員への浸透を図っている。そして、地域や顧客、従業員にとって存在意義のある会社になりたいと考えている。

2.4 事業活動

大安組は以下のような環境・社会・経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

【共創を通じた快適な住環境の提供】

・学生向けを中心とした賃貸マンションの提供

大安組の京都営業所は京都大学の近くに立地する。京都市は30校以上の大学・短期大学が所在する「大学のまち・学生のまち」であり、人口の約1割が大学生である。同社の主要な施工の一つが学生向け賃貸マンションであり、賃貸マンション施工数は100棟を超える。

同社は比較的余裕ある7～8畳の居住スペースを確保し、学生にとって快適な居住空間の提供に努め、一部でデザイナーズマンションも施工している。RC造を中心に建物のライフサイクルを考慮した提案を行い、今後は太陽光発電システムの設置やエネルギー効率の高い建造物の提供も強化していく方針である。

施主との対話は相談から着工まで1年かけることも多いが、対話による施主との距離の近さが同社の強みであり、新築物件の施工にとどまらず、賃貸物件の管理業務やメンテナンス業務の受注につなげている。



写真⑧ 賃貸マンション施工例（大安組提供）

・京都の街並みにあった景観資源の再生

京都市は、平安京遷都1200有余年の歴史をもち、世界文化遺産に登録された寺社仏閣を数多く有する、世界有数の歴史都市である。京都市は戦災をほとんど被らなかつたことから、京町家とよばれる伝統的な木造家屋が数多く残っている。景観資源、文化観光資源としての町家の保存は京都市にとっての課題である。

大安組は、これまで行政とも連携しながら、京町家の再生や古い酒蔵の再生に取り組んでおり、京都の街並にあう建造物を建築・再生することで、京都のまちづくりに貢献している。



写真⑨ 京町家施工例（大安組提供）

【災害に強いまちづくりへの取り組み】

日本政府が策定した「SDGsアクションプラン2023」では、「持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備」を優先課題8分野の一つに掲げ、重点的に取り組むとしている（次頁参照）。

近年、気候変動の影響により気象災害が激甚化・頻発化し、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下型地震等の大規模地震の発生が切迫している。こうした危機に打ち勝ち、国民の生命・財産を守り、社会の重要な機能を維持するため、国土強靱化基本計画に基づき、デジタル等新技術の活用や官民の連携強化により、防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図り、災害に強い国づくりを強力に推進する。

(出典：持続可能な開発目標推進本部作成「SGDsアクションプラン2023」より一部抜粋)

大村社長は防災への取り組みに加え、災害は起きるものとの前提に立ち、災害が起きた時にどうするかを考える「クライシスマネジメント」が重要だと考えている。建造物のハード面に加え、ソフト面の整備も重要と考え、災害に強いまちづくりに貢献するため、以下の取り組みを行っている。

・耐震補強に関する特許取得と多数の施工実績

高度成長期以降に建設された建造物の老朽化が大きな課題となっているが、大安組の関係会社である関西リペア工業は、インフラ建造物の耐震補強、維持、長寿命化に取り組んでいる。同社では阪神淡路大地震の前から耐震補強工事に取り組んでおり、耐震補強工事では老舗的な存在である。特に2003年に同社が特許取得した「ハイブリッド耐震補強工法」は、他の工法と比べ低騒音・低振動での補強工事が可能なため、学校や病院などの施設を利用したままで耐震補強することができる。京都府内の学校の多くが同工法により耐震補強されており、同社の技術が防災に大きな貢献を果たしている。



写真⑩ 耐震補強工事例（大安組提供）

・建設業事業継続計画の認定取得

大安組ではBCP（事業継続計画）を策定し、近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定^{※4}を受けた（写真⑪）。同計画の基本方針では、同社の経営理念である「資源の向上を目指し、地域に貢献できる企業になる」に基づき、震災等の災害が起こった場合、「自社の企業能力を活かして地域社会と連携し、救護活動・復旧支援に貢献する」としている。

※4 「近畿地方整備局災害時建設業事業継続力認定」制度

大規模自然災害発生した場合、インフラ設備の早期復旧、地域復旧に取り組むことが必要だが、早期復旧にあたっては、現地での復旧活動を実施する建設会社が不可欠であり、近畿地方整備局が建設会社の災害時の事業継続力を高める体制作りを推進するため、2012年度に認定制度を開始、認定証の発行と公表を行っている。



写真⑪ 建設業事業継続力認定証
（大安組提供）

・非常用電源システム「D-rescue」

災害時に電源を確保することは重要であり、そのためには予め準備しておくことが必要である。大安組では、発電機などを一度も使ったことがない人でも戸惑うことなく利用できる大容量のバッテリーとして「D-rescue（ディー・レスキュー）」を関係会社であるDO総合防災研究所にて開発し、販売している（写真⑫）。同商品の特徴は「運搬可能」「蓄電量2.5kWh」「搭載しているソーラーパネルで充電が可能」なことである。企業のBCP対策や一般家庭の防災用品として普及させることで、地域の災害時の備えに貢献することを目指している。



写真⑫ 非常用電源システム「D-rescue」
（大安組提供）

・災害用備蓄スタンド「BISTA」

大安組では、災害発生時の備えとして、水や食料以外で本当に必要と思われる備蓄品50人分をコンパクトに収納した、災害用備蓄スタンド「BISTA」を代理店として販売している。「BISTA」には以下のものがコンパクトに収納されている。

- ・インバーター式発電機
- ・ミニカセットコンロとカセットボンベ
- ・LEDランタン
- ・50個分の備品（使い捨て簡易ライト、3WAYポンチョ、3M防塵マスク、大小便兼用使い捨て携帯トイレ、小便専用使い捨て携帯トイレ、緊急用ホイッスル、長期保存カイロ）
- ・圧縮トイレトーパー他



写真⑬ 災害用備蓄スタンド「BISTA」
（大安組提供）

大安組では、災害が起こった時の「クライシスマネジメント」が重要と考えており、自社で建設したマンション等だけでなく、企業や地域のBCP対策としても有効と考え、「BISTA」の普及に努めている。

【環境負荷低減への取り組み】

・ISO14001認証取得と継続

大安組では2003年にISO9001認証を、2013年にISO14001認証を取得し、その後は3年毎に更新している。同社の環境理念は「地域環境の保全が人類共通の最重要課題の一つであることを認識し、全組織を挙げて環境負荷の低減に努力します。」であり、以下の環境負荷低減に取り組んでいる。

・廃棄物削減と再生材利用

大安組は工事現場での廃棄物削減のため、工事現場で出る梱包材（段ボール）を分別し、リサイクルしている。建設廃材については、専門の協力業者のリソースを活用し、極力リサイクルされるよう対応している。

大安組は再生原料の使用率向上への取り組みも開始している。建設資材として使われる砕石について、コンクリート廃材等を利用したRC砕石の利用に取り組んでいる。建設現場で利用する他の主要資材である鋼材、

セメント、生コンクリート（以下、生コン）は、建築基準法やJIS規格の関係で構造体への使用は難しい場合が多い。同社はまず、再生生コンについて、非構造物への使用増加を進める意向である。

また、工事現場では土壌検査により汚染状況を測定した上で法令に基づき適切に対応を行っている。工事現場の排水についても、いったんノッチタンクに貯め、ろ過した上で排水をしている。溶剤等の化学物質の使用時は、チェックリストを活用している他、特定化学物質の安全な取り扱いを徹底するため、工事現場で作業者を集めて行う災害防止協議会にて、工事で使用する化学物質の内容や取り扱い方法を周知している。

・施工物件への太陽光発電システム設置促進

建造物のライフサイクルアセスメントによれば、建造物の使用時にCO₂の7～8割が排出される。排出抑制のためには、エネルギー効率を考慮した建造物の設計・施工や、再生可能エネルギー供給サービスの提供が重要となる。大村社長はエネルギーマネジメントアドバイザーの資格を保有しており、コスト面で顧客負担は増えるが、施主との対話に時間をかけ、太陽光発電システムの設置等を働きかけていく意向である。

・建造物のライフサイクル、長寿命化

資源消費量抑制のためには、建造物のライフサイクルを考慮した設計・施工や、長寿命化のための継続的なメンテナンスが重要である。大安組は、耐用年数の長いRC造のマンション施工を中心に行っており、その後のメンテナンス業務を請け負うことも多い。また関係会社の関西リペア工業では学校や病院を中心とした耐震補強工事や改修工事を施工し、建造物の長寿命化に貢献している。

・LED照明への切り替えやエコキャップ運動への参加

大安組は省エネの取り組みも実施している。京都営業所の照明は全てLEDに切り替え済みである。2024年2月竣工予定の新本社は、全てLED照明化し、断熱性を高め太陽光発電システムを導入することにより、エネルギー効率の高い社屋にする意向である。自社の車両は順次ハイブリッド車に切り替えており、今後はEV車の購入も検討していく。また、一勉会のメンバーとエコキャップ運動に参加する等、プラスチックごみの削減や、ペーパーレス化の推進、エコマーク認定商品やFSC認証商品の優先購入等、地道な活動を行っている。

【サプライチェーンの維持・強化の取り組み】

・一勉会メンバーによる安全パトロールの実施

大安組グループの施工協力業者166社が参加する「一勉会安全衛生協力会」は25年前に結成された。その名称には「ひとつの目標に向かって集い、学ぶ」という願いがこめられている。

一勉会メンバーで毎月工事現場の安全パトロールを行い、災害防止協議会も開催することで、事故防止の実効性を高めている。「上級救命講習会」「熱中症予防教育」「現場一斉清掃」も実施している。また、年1回開催の一勉会総会では、講演会や懇



写真⑭ 一勉会総会の様子（大安組提供）

親会を同時に開催し、メンバーにとっての学びの場を提供し、メンバー相互の連携に役立っている。

建設業は元請業者だけでなく、専門工事業者の協力により、安全かつ高品質な施工が実現できる。持続可能な建設業界を構築するためには、協力会社を中心としたサプライチェーンの維持・強化が重要であり、メンバー全体で環境・社会・経済に好影響をもたらす取り組みを行うことで、各側面へ与えるインパクトも大きくなる。大安組は今後も一勉会メンバーとの連携した取り組みを一層強化していく。具体的には一勉会メンバーによる防災訓練の実施や、差別や強制労働等を禁止する人権デューデリジェンス（以下、人権DD）に関する勉強会を開催予定である。

・人権DDに関する取り組み

大安組は、人権DDに関する取り組みを開始した。これまでも2018年に策定した企業倫理綱領の中で、「社会の人権尊重」を掲げていたが、これをさらに進める形で、今回のポジティブ・インパクト・ファイナンスの取り組みを契機に、2023年4月「大安グループ人権宣言」を策定した（図表⑦参照）。また、自社だけでなくサプライチェーン全体で取り組みを広げるため、一勉会にて人権DDに関する勉強会を実施し、各社が人権尊重に取り組むことをセルフアセスメントや対話により、促していきたいと考えている。

大安グループ人権宣言

大安グループは、役員・従業員一人ひとりが、お互いの多様性・人格・個性を尊重し、人種・宗教・国籍・年齢・性別・性自認・性的指向・障がいの有無その他による差別、個人の尊厳を傷つけるハラスメントを自ら行わず、それらのハラスメントを容認することがないよう、人間尊重の企業文化の確立に取り組みます。

また、結社の自由と団体交渉権を尊重し、あらゆる形態の児童労働・強制労働を認めません。人権尊重の取り組みを推進し、その責務を果たすための指針として、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の考え方に従い、本方針を策定します。

1. 適用範囲
本方針は株式会社 大安組およびそのグループ会社のすべての役員・従業員に適用されます。また、サプライチェーンに対して本方針への支持を働きかけていきます。
2. 規範や法令の尊重・順守
国連「国際人権章典」やILO中核的労働基準など、国際的な人権規範を尊重します。また、国連「グローバル・コンパクト」10原則を順守します。
人権
1 企業はその影響の及ぶ範囲内で国際的に宣言されている人権の擁護を支持し、尊重する。
2 人権侵害に加担しない。
労働
3 組合結成の自由と団体交渉の権利を実効あるものにする。
4 あらゆる形態の強制労働を排除する。
5 児童労働を実効的に廃止する。
6 雇用と職業に関する差別を撤廃する。
環境
7 環境問題の予防的なアプローチを支持する。
8 環境に関して一層の責任を担うためのイニシアチブをとる。
9 環境にやさしい技術の開発と普及を促進する。
腐敗防止
10 強要と賄賂を含むあらゆる形態の腐敗を防止するために取り組む。
3. 人権尊重への責務
事業活動において、他人の人権を侵害しないこと、人権に対する負の影響が生じた場合に対処することにより、人権尊重に対する企業としての責務を果たしていきます。また、サプライチェーン関係先が人権に対する負の影響に関わっている場合、人権の尊重を積極的に働きかけていきます。人権デューデリジェンス等を通じ、人権に対する負の影響を引き起こした、または助長したことが明らかになった場合は、適切な救済・是正に努めます。役員・従業員が本方針を理解し定着するよう、国内外の様々な人権課題に対する教育・研修をサプライチェーン関係先を含めて継続して行います。また、人権尊重の取り組みについて、関係するステークホルダーと常に対話・協議を行います。

制定:2023年4月20日

図表⑦ 大安グループ人権宣言（大安組提供）

【職場環境の改善、働きがい向上の取り組み】

・労災事故防止の取り組み

建設業の労災保険は、一般的な労災保険とは異なり、建設工事の元請業者が加入する保険により、元請業者の従業員の他、下請業者の従業員の労働災害についても補償する仕組みになっており、現場の施工管理者の責任は重い。大安組は元請企業として現場の安全衛生管理は他の管理業務（工程管理、品質管理、原価管理、労務管理、資材管理、廃棄物管理、顧客管理）にもまして重要だと認識している。

大安組が元請として施工した工事現場における過去3年間の重大な労災事故はゼロである。建設業は屋外や高所作業を伴うため、他産業に比べ労災事故の発生率が高い傾向にあるが、同社では事故防止のため事故発生時の報告だけでなく、「ヒヤリハット」事案発生時にも報告を義務づけている。内容は是正処置（再発防止対策）だけでなく、予防措置（未然防止策）も検討するものとなっている。協力施工業者で組織する一勉会メンバーで、月1回の現場安全パトロールを実施し、災害防止協議会も現場で開催している。加えて熱中症予防教育や現場の作業環境整備により、事故発生抑制に努めている。

・働き方改革の促進

建設業界の課題の一つとして、休暇を増やし長時間労働を改善する等、働き方改革の促進がある。労働環境を改善し、働きやすい職場にすることは、離職者を減らし、若手入職希望者を増やしていくことで、人手不足が、さらに長時間労働を招く悪循環にならないためにも重要である。業界特性として、土曜施工や短納期施工、特定時期の工事集中等、自社だけでは解決できないものもあるが、今後、生産性向上と意識改革、業務分担の見直し等により、働き方改革を進め、労働環境を改善していく考えである。

・メンター制度活用と社内コミュニケーション

大安組では、若手従業員の教育と支援のため、現場でのOJTの他、メンター制度を早くから導入している。具体的には、職務上の上司にあたらぬ30代の先輩従業員をメンター（助言者・相談相手）として指名し、月1回はランチミーティングの機会を設定し、現場を離れ何でも気軽に相談できる相手となることで、丁寧なコミュニケーションを心がけている。

また大安組では、これまで2泊3日の社員旅行や、忘年会を開催してきた。これは大村社長の「社内コミュニケーションを円滑にし、従業員のエンゲージメントを高めたい」との思いを込めたものであり、今後も継続していきたいと考えている。

・新本社の建設

大安組では2024年2月の竣工を目指し、新本社の建設準備を進めている。今後の営業展開も考え、ショールームの要素を取り入れるとともに、従業員が快適に仕事に取り組める空間とする予定である（写真⑤はイメージ図）。現在の京都営業所は4階建てで各フロアに従業員が分散し、コミュニケーションをとることが難しい場面もあったことから、新本社ではワンフロアとし、女性従業員が働きやすいよう女性用トイレ、更衣室を設置し、これまで十分でなかった飲食スペースも確保する。また、環境面でも太陽光発電システムを導入し、気密性を高める等、環境に配慮した社屋とすることを予定している。



写真⑤ 新本社の完成イメージ図（大安組提供）

【ダイバーシティと人材育成への取り組み】

・ダイバーシティの促進

大安組では3名の女性従業員がおり、うち1名は管理職として、もう1名は一級建築施工管理技士として工事現場で活躍している。今後はICTを活用し現場施工管理者が行っている業務の一部をバックオフィスに移管することを検討し、女性が活躍できる業務を増加させ、女性従業員の採用を増やしたい意向である。

また、2019年よりバングラデシュからの外国人技能実習生の受け入れを行っており、現在1名の正社員と2名の技能実習生が在籍している。言葉の壁はあるものの、現場でのOJTの他、CAD知識習得のためにOff-JTの機会をつくる等、技能アップを支援している。賃金水準は同一労働同一賃金といえる水準に設定している。

・資格取得支援制度

大安組は、同社が指定する教育機関の学習費用を全額会社負担とし、学習参加時間を捻出できるよう、特別な勤務制度を設定している。また、資格取得祝い金として10,000円～30,000円、資格手当として月10,000円を支給している。同社は一級建築施工管理技士と一級土木施工管理技士が延べ12人いるが、大村社長自ら一級建築士、一級土木施工管理技士、エネルギー・マネジメントアドバイザーの資格を取得しており、会社をあげて技能アップに努めているところである。国土交通省が進める建設キャリアアップシステムにも登録している他、従業員の視野を広げる観点から、会社として従業員に読書を推奨している。

【労働生産性向上への取り組み】

工事現場の施工管理者は、現場で多くの管理業務を行う他、事務作業も多く、長時間労働となる要因の一つとなっている。大安組はこれを解消するため、ICTを活用し工事施工台帳及び安全衛生書類の作成業務を効率化した上でバックオフィスに移管することを検討している。また、工事の進捗査定の乖離分析や、査定書と請求書の確認事務や支払事務をICT活用で効率化することを検討している。加えてBIM^{※5}を導入することで、設計数量等の自動算出による見積・積算作業の効率化と工程管理の軽減も検討している。同社ではこうした取り組みにより、業務効率化を進め、労働生産性向上と長時間労働の改善につなげたいとしている。

※5 BIM

Building Information Modelingの略称。コンピュータ上に作成した建物の3次元形状情報に加え、材料・部材の仕様・性能、仕上げ等、建物の属性データを追加した建物情報モデルを構築するシステム。これまで2次元図面上の制約の中で進めていた各作業を効率化し、建物づくりに活かすものであり、設計・施工から維持管理までのあらゆる工程で活用が期待されている。

【地域貢献への取り組み】

・地域（賀茂川）の清掃活動

大安組は2022年10月に一勉会のメンバーとともに地域への貢献活動の一環として、京都を象徴する風景の一つである賀茂川の清掃活動を行った（写真⑯は活動の様子）。今後も一勉会メンバーとともに地域貢献活動を続けていくとしている。



写真⑯ 賀茂川河川敷清掃の様子（大安組提供）

・社会福祉施設等への寄付

一勉会は20年間で延べ23件の寄付を社会福祉施設や公的団体に行ってきた。社会福祉施設への寄付に対し、2022年12月には京都市長から「京都のまちづくりに大きく寄与する」として感謝状を贈呈されている。

・中学生向け職場体験の実施

大安組では、京都市が実施する「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業に賛同し、これまで職業体験として地元中学生の受け入れを行ってきた。コロナ禍で休止していたが、時期をみて受け入れを再開したいと考えている。

・京都市輝く地域企業表彰「地域企業輝き特別賞」を受賞

京都市では、地域とともに継承・発展する企業を市民・地域ぐるみで応援する目的で、2019年に「京都市地域企業の持続的発展の推進に関する条例」を制定し、「京都市輝く地域企業表彰」制度を創設した。「地域企業輝き賞」のうち、特に顕著な事業・活動を行う事業者に対して特別賞として記念の盾を授与しているが、大安組は、これまでの地域活動や一勉会との協力ネットワークの構築が評価され、2023年1月に「地域企業輝き特別賞」の表彰を受けた（写真⑰）。



写真⑰ 「地域企業輝き特別賞」(大安組提供)

3.包括的インパクト分析

UNEP FIのインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質（一定の固有の特徴がニーズを満たす程度）		
水	食糧	住居
保健・衛生	教育	雇用
エネルギー	移動手段	情報
文化・伝統	人格と人の安全保障	正義
強固な制度・平和・安定		
質（物理的・科学的構成・性質）の有効利用		
水	大気	土壌
生物多様性と生態系サービス	資源効率・安全性	気候
廃棄物		
人と社会のための経済的価値創造		
包摂的で健全な経済	経済収束	

（黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクト領域を表示）

【UNEP FIのインパクト分析ツールを用いた結果】

UNEP FIのインパクト分析ツールを用いた結果、大安組が属する業種のインパクトは下記の通りとなった。

国際標準産業分類	建築工事業
ポジティブ・インパクト	住居、保健・衛生、雇用、エネルギー、包摂的で健全な経済、経済収束
ネガティブ・インパクト	保健・衛生、雇用、エネルギー、文化・伝統、人格と人の安全保障、水（質）、大気、土壌、生物多様性と生態系サービス、資源効率・安全性、気候、廃棄物

【当社の事業活動を踏まえ特定したインパクト】

事業活動を踏まえ、本ファイナンスで特定されたインパクトは下記の通りとなった。

■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
住居、エネルギー	➢ 太陽光発電システム設置マンションの供給拡大
雇用、包摂的で健全な経済	➢ ダイバーシティの推進
気候	➢ 改修、メンテナンス業務の拡大（エネルギー効率の高い設備の普及）

経済収束	<ul style="list-style-type: none"> ➤ サプライチェーン（一勉会）とのパートナーシップ体制強化と地域の災害復旧支援
------	-------------------------------------------------------------------------------------------

■ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）

インパクト	取組内容
保健・衛生、雇用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労災事故防止の取り組み
雇用	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働環境改善とエンゲージメントの向上
文化・伝統	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 京都の街並みにあった景観資源の再生
人格と人の安全保障	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 人権DDに関する取り組み
資源効率・安全性、気候、廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 再生可能エネルギー導入や再生材の利用促進による環境負荷の低減

UNEP FIのインパクト分析で発出された、「保健・衛生」は、同社工事で病院・福祉関係施設も施工しているが、ウエイトは大きくないため、ポジティブ・インパクトに特定していない。また、「水（質）」「大気」「土壌」「生物多様性と生態系サービス」は、大安組の主力は建築工事である（土木工事ではない）ことから影響が少なく、かつ、法令に則って適正に対処していること、「エネルギー」は、元請管理業者としてエネルギー使用量は多くないことから、ネガティブ・インパクトに特定していない。

なお、文化・伝統の取り組みは、インパクトとして特定しているものの、現状の取り組みを継続する予定であり、KPIは設定していない。

4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定したKPI及びSDGsとの関係性

大安組は商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標（以下、KPI）を設定した。

【ポジティブ・インパクト】

特定したインパクト	住居、エネルギー		
取組内容（インパクト内容）	太陽光発電システム設置マンションの供給拡大		
KPI	・太陽光発電システムを設置した賃貸マンションの施工を融資期間中に計50件以上施工する（2023年5月期実績4件）。		
KPI達成に向けた取り組み	・経済的コストだけでなく、環境面への影響を含めたライフサイクルベースの費用対効果を示した提案書（ツール）を整備するなどして積極的に提案する。		
貢献するSDGsターゲット	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	11.1	2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。	

特定したインパクト	気候		
取組内容（インパクト内容）	改修、メンテナンス業務の拡大（エネルギー効率の高い設備普及）		
KPI	・建造物の改修工事について、環境性能が向上する資材や設備を使ったスペックアップ案件 ^{※6} を今後5年間で75件以上獲得する（2023年5月期実績6件）。 ※6 スペックアップ案件の定義：断熱目的素材（塗料・樹脂素材・塗膜ガラス等）の利用及び太陽光発電設備の設置件数とする。		
KPI達成に向けた取り組み	・年次点検実施時や改修工事提案時に、環境性能が高い断熱目的素材や太陽光発電設備の設置を優先的に提案する。エネルギー効率の高い設備を普及させることで、CO ₂ 排出量の削減に貢献する。		
貢献するSDGsターゲット	7.3	2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。	

特定したインパクト	経済収束		
取組内容（インパクト内容）	サプライチェーン（一勉会）とのパートナーシップ体制強化と地域の災害復旧支援		

KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・一勉会で共同防災訓練を毎年1回以上実施する。 ・一勉会で災害復旧支援方針を2025年5月までに決定する。 		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・一勉会メンバーによる共同防災訓練を企画し、第1回目を2024年5月までに開催する。 ・災害発生時の事業継続・復旧支援について、一勉会メンバー間で相談し、2025年5月までに全体での方針を決定する。 		
貢献するSDGsターゲット	11.5	2030年までに、貧困層及び脆弱な立場にある人々の保護に焦点をあてながら、水関連災害などの災害による死者や被災者数を大幅に削減し、世界の国内総生産比で直接的経済損失を大幅に減らす。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

特定したインパクト	雇用、包摂的で健全な経済		
取組内容 (インパクト内容)	ダイバーシティの推進 (女性と外国人の雇用増加)		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2028年5月の女性従業員を2023年5月実績 (3名) 比3名増加させる。 ・2028年5月の外国人従業員を2023年5月実績 (3名) 比1名増加させる。 		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用により、施工管理業務の一部をバックオフィスに移管し、女性活躍の場を拡大する。希望者は現場施工管理者へのチャレンジを支援する。 ・ Bangladesh からの技能実習生の受け入れを、OJTやOFF-JTによる支援や日本人との同一処遇に配慮しながら継続する。 		
貢献するSDGsターゲット	5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。	
	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	

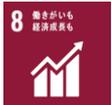
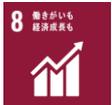
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

【ネガティブ・インパクト（緩和の取り組み）】

特定したインパクト	保健・衛生、雇用		
取組内容（インパクト内容）	労災事故防止の取り組み		
KPI	・重大な労災事故を毎年ゼロにする。		
KPI達成に向けた取り組み	・「ヒヤリハット」事案を含めた原因究明と再発防止策を検討し、現場全体で共有する。現場パトロールと災害防止協議会を継続開催する。		
貢献するSDGsターゲット	3.4	2030年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて3分の1減少させ、精神保健及び福祉を促進する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	雇用		
取組内容（インパクト内容）	労働環境改善とエンゲージメント向上		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2027年の平均有休取得率を2022年比40%増加させる（2022年実績18.1%）。 ・年間の平均時間外労働時間を今後5年間毎年10時間ずつ削減する（2022年実績179時間）。 		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用による生産性向上と業務分担の見直し、意識改革を進めることにより、休暇日数の増加と時間外労働時間の削減を行い、従業員の労働環境を改善する。 ・「エンゲージメント」「インクルージョン」「レジリエンス」を職場内で定着させるため、以下の取り組みを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ①新本社を建設し、快適な職場環境を提供する。 ②相互理解とコミュニケーションを促進する取り組み（社員旅行と 		

	忘年会開催、メンター制度)を継続する。 ③SDGsへの取り組みを社内全体で推進し、参加意識を高める。	
貢献するSDGsターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 

特定したインパクト	人格と人の安全保障	
取組内容 (インパクト内容)	人権DDに関する取り組み	
KPI	<ul style="list-style-type: none"> 一勉会で人権DDに関する勉強会を2024年5月までに開催する。 大安組で人権への負の影響の特定・評価を2025年5月までに実施する。 一勉会メンバーに2026年5月までにセルフアセスメントの実施を促し、結果を確認する。2026年5月以降はセルフアセスメントの結果に基づき、一勉会メンバーと改善に向けた意見交換を実施する。 	
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 一勉会で勉強会を開催しメンバーの人権DDへの理解を深める。 大安組で人権への負の影響の特定・評価を行う。 一勉会メンバーに人権への取り組みを啓蒙する（セルフアセスメントの実施を依頼し、状況を把握したうえで課題があれば、対話により改善を促していく）。 	
貢献するSDGsターゲット	8.5	2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。 
	8.7	強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終わらせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。 
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。 

特定したインパクト	資源効率・安全性、気候、廃棄物		
取組内容（インパクト内容）	再生可能エネルギー導入や再生材の利用促進による環境負荷の低減		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・2024年2月までに新本社に太陽光発電システムを導入する。 ・再生生コン利用の工事を2028年5月までに30件施工する（2023/5期実績2件）。 ・ISO14001認証を継続更新する。 		
KPI達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・新本社に太陽光発電システムを導入する。 ・非構造体への再生生コン利用促進に取り組む。 ・ISO14001認証を継続更新する（次回更新2025年5月） 		
貢献するSDGsターゲット	7.2	2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。	
	9.4	2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。	
	12.2	2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.5	2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	

5.サステナビリティ管理体制

大安組では、本ファイナンスに取り組むにあたり、大村社長を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGsにおける貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、大村社長を最高責任者、久世総務部調達部長をプロジェクト・リーダー、菱田総務部次長を事務局、KPI毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となってKPIの達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役社長	大村安司
(プロジェクト・リーダー)	総務部調達部長	久世弘高
(事務局)	総務部次長	菱田和也
(KPI推進リーダー)	設定したKPIごとにリーダーを選任	

6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定したKPIの進捗状況は、大安組と商工中金並びに商工中金経済研究所が年1回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金はKPIの達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定したKPIが実状にそぐわなくなった場合は、大安組と協議して再設定を検討する。

7.総合評価

本件はUNEP FIの「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。大安組は、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に1回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するにあたっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

執行役員 浜崎 治

〒105-0012

東京都港区芝大門2丁目12番18号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190